



境町告示第 88 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，岩井・境都市計画運動場を変更したので，同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し，同条第 2 項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 4 日

境 町 長 橋 本 正 裕



- 1 都市計画の種類  
運動場（1号境町民総合運動場）
- 2 都市計画の内容  
運動場の変更
- 3 都市計画を変更する区域  
境町民総合運動場 面積約 2.6 ha  
ア 削除する部分  
猿島郡境町  
大字上小橋 字作兵衛分の一部
- 4 都市計画の縦覧場所  
境町役場建設農政部都市計画課

## 岩井・境都市計画運動場の変更（境町決定）

都市計画運動場中 1 号境町民総合運動場を廃止する。

### 理 由

当該運動場全域を含んだ地区計画を定めることにより、本案のとおり都市計画運動場を廃止する。

